

D 平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
D1	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)	カリキュラム	研修カリキュラムについて、時間数、項目はそのとおりに行わなければならないのか。県の裁量や独自性は一切認められないのか。	実施要綱に示された時間数や項目の内容に沿って、研修カリキュラムとして適切な講義を行っていただく必要がある。ただし、受講生の理解度に応じて内容を付け加える等、実施要綱に示された内容以上に実施することは差し支えない。 なお、「重度障害児・者等の地域生活等に関する講義」については、研修の対象である行為を受ける「特定の者」の状況等により必要となる講義内容を設定すること。(例:特別支援学校の教員に対する研修における講義については、「学校生活」へ変更する等、対象者に応じた内容とする等。)
D2	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)	カリキュラム	都道府県研修において、基本研修の内容を「不特定」と「特定」と比較した時、「講義」の科目、及び時間数に違いがあるため、「不特定」と「特定」の研修を合同で行うことは不可能(別々に行う)と考えてよいか。	特定と不特定では別のカリキュラムであるので、研修は原則別々に行うべきである。
D3	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)	講師の要件	研修の講師は、本年度実施する指導者養成事業を修了する必要があるのか。指導者養成事業を修了した看護師等が在籍していないと研修事業を実施できないのか。	平成23年度の事業における特定の者研修の講師は原則として、指導者養成事業(都道府県講習又は自己学習)を修了する必要がある(次項を併せて参照のこと)。 研修事業の実施に当たっては、外部講師や委託も可能としており、実際に講師、指導者となる者が指導者養成事業を修了していればよく、在籍していないと研修事業を実施できないというわけではない。
D4	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)	講師の要件	平成23年度研修事業介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業実施要綱の5. 講師の項において、基本研修(講義、演習)の講師は、原則として指導者講習を受講した医師、保健師、助産師又は看護師とあるが、「例外」として想定されるのはどのような場合か。	実施要綱5(4)の「重度障害児・者等の地域生活等に関する講義」については、指導者講習の受講に関わらず、当該科目に関する相当の学識経験を有する者を講師として差し支えない、としている。 また、指導者養成事業に相当すると都道府県知事が認めた事業を修了した医師、保健師、助産師又は看護師(具体的には、試行事業の際の指導看護師等を想定)も講師となることができる。

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
D5	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)	基本研修、実地研修	基本研修について本研修事業以外の他の研修において、基本研修で受講すべき科目と重複した内容を既に受講済みの者について、都道府県の判断で当該科目の受講を免除することは認められるか。	研修等の受講履歴その他受講者の有する知識及び経験を勘案した結果、相当の水準に達していると認められる場合には、通知等で示す範囲について受講を免除することは認められる。
D6	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)	実地研修	研修実施要綱案について「3. 対象者」に記載されている施設と実地研修施設として記載されている施設には違いがあるのか。	実地研修施設は、介護療養病床、重症心身障害児施設等を含むが、研修の受講対象者では、制度化後、医療機関が登録事業所にならないため、介護療養病床、重症心身障害児施設等に勤務する職員は除外している。
D7	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)	実地研修	実地研修実施要領において、利用者のかかりつけ医等の医師からの指示とあるが、この医師は誰を想定しているのか。	利用者のかかりつけ医や主治医、施設の配置医等を想定しており、指導者講習を受けている必要はない。
D8	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)	試行事業との関係	「介護職員によるたんの吸引等の試行事業」で研修を受講した介護職員は、都道府県研修を受講したものと見なせるか。	試行事業において、基本研修及び実地研修を修了と判定された方については、本年度の研修の免除が可能(修了した行為のみ)。基本研修まで修了した方については、基本研修の免除が可能。
D9	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)	実施報告	事業の実施状況の報告については、どのように対応すべきか。	交付要綱に基づく実績報告のほか、実施要綱により、事業の実施状況についてご報告いただくこととしており、内容については別途お示しする予定。